

# 水土里ネット氷見

## 平成19年度農業農村整備事業予算の概要が決定しました。

の有効活用)  
 ・農業水利施設の長寿命化のための制度を見直してこれらを一貫して実施する仕組みが整備されました。

◎【水利ストックの有効活用】  
 ・基幹水利施設ストックマネジメント事業（県営造成水利施設の「機能診断」から「更新整備」までを一貫して実施）  
 ・国営造成水利施設保全対策指導事業（これまで施設毎に行ってきた「機能診断」を今後五年間かけて全ての国営造成水利施設について実施）  
 ◎【農業の構造改革に資する基盤整備】  
 ・農業生産法人等育成緊急整備事業（基盤整備と合わせて土地

昨年十二月二十四日に平成十九年度予算の概要が決定されました。予算総額が概しく抑えられており、本年は農地・水・環境保全向上対策の本格導入など、新たな取組の始まりの年となっております。関連の新規制度が創設されました。

盛り込まれた予算のポイントは、次のとおりです。  
 ◎【予算総額】前年度比九二・七％が確保されました。

◎【食の暮らしにおける安全・安心の確保】  
 ・食の安全、安心確保基盤整備推進対策（かんがい用水を利用した土壌消毒などの安全、安心に資する新技術導入を支援）  
 ・国営造成土地改良施設防犯情報ネットワーク構築事業（防災上重要な土地改良施設について水位等の観測データといった防災情報を収集、整理し、リアルタイムで行政機関、施設管理者等が共有できるシステムを構築）  
 ・農村防災、災害対応指導体制強化事業（モデル県において、農村における防災、災害対応に係る技術者のボランティアによる指導のための指導体制の強化についての検討）  
 ◎【森林吸収源対策の推進】  
 ・農業用水関連特定森林整備対策（ハート）  
 ・農業用水水源地域保全対策事業（ソフ）  
 ◎【農地・水・環境保全向上対策の本格導入】  
 ・農地、水、環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみで効果の高い共同活動と先進的な営農活動を実施する地域等を支援する交付金を創設するもの

第4号  
 発行所  
 氷見市土地改良区  
 〒935-0024  
 氷見市空938  
 ☎0766-91-0083

・共同活動  
 ・支援交付金  
 ・社会共通  
 ・資本である  
 ・農地、農業  
 ・用水等の資  
 ・源を適切に  
 ・保全し、質  
 ・的向上を図るため、地域ぐるみ  
 ・で効果の高い活動を実施する地  
 ・域を支援）  
 ・営農活動支援交付金  
 ・（化学肥料や化学合成農薬の使  
 ・用を大幅に低減するなど、地域  
 ・でまとまって環境負荷を低減す  
 ・る先進的な営農活動を支援）  
 ・農地、水、環境保全向上活動  
 ・推進交付金（本対策の定着に向  
 ・けて、地域協議会及び地方公共  
 ・団体が実施する推進事務等の適  
 ・正かつ円滑な実施を確立）

### 農地・水・環境保全 全向上対策事業の 高岡管内の取組状況

平成十九年度予算の目玉と位置付けられている『農地・水・環境保全向上対策』の高岡地区管内の取組状況について、二月二十二日現在で次の通りとなっています。

☆対策の概要  
 ・実施期間 平成十九年度、  
 ・二十二年  
 ・支援単価（10アール当）  
 ・共同活動支援 水田 四千四百  
 ・百円 畑 二千八百円  
 ・営農活動支援 水稲六千円  
 ・野菜菜類 一万円  
 ・支援割合 取組 50% 市 25%  
 ☆管内各市の取組状況  
 ・氷見市 共同活動 九八五

（農振農用地の77%）二六集  
 落（134集落の19%）四集落  
 営農支援一八五〇  
 ・高岡市 共同活動 千七百〇  
 ・（同37%）四四集落（同25%）  
 ・営農支援三〇〇〇  
 ・小矢部市 共同活動一五七〇  
 ・（同75%）五三集落（同59%）  
 ・射水市 共同活動 一五五〇  
 ・（同37%）四〇集落（同45%）



共同活動で道路の法面や畦に花苗の植え込み作業

### 県単「みどりの里づくり事業について」

この事業は、平成十八年度までの時限事業として、農業用水路、農道の法面や田の畦畔における植栽工事及びこれと一体的に行なう法面等の漏水防止、強化を図る工事に補助する制度で

したが、平成十九年度からは、主要県単の地域営農確立促進事業担い手支援型の一つの工種として再編されることになりました。補助率も三分の一から四〇%（中山間は五〇%）になりました。

事業の採択を希望される集落は、氷見市や土地改良区までご連絡ください。ただし、「農地・水・環境保全向上対策事業」の実施地区は除外されます。



### 平成19年度“水土里ウォーク”氷見市での開催が

土地改良区のPR活動の一環として平成十六年度より実施されてきた「水土里ウォーク」は多くの参加者を得て、大きな成果をあげてきました。これからも基幹的な農業水利施設を活用した広報活動を推進し進めるため、平成十九年度も開催されることになりました。

開催の適地の選考で氷見市での開催が決定しました。その事務局を氷見市土地改良区が担うことになりました。

日常の業務にプラスした事務となり、限られた職員での対応となりますので、理事各位にもお手伝いをいたたく事態となりました。どうかご協力賜りますようお願い申し上げます。開催概要（案）は、次の通りです。

★開催日時  
 平成十九年七月二十八日（土）  
 午前9時スタート  
 ★ウォークの名称  
 『水土里ウォーク』氷見探訪  
 ★ルートについて  
 氷見漁港駐車場スタート→地蔵町海岸線→松田江新橋→十二町潟排水機場→十二町潟水郷公園→淡川沿い→氷見漁港駐車場→ゴール  
 ★チェックポイント  
 十二町潟排水機場及び十二町潟水郷公園で農業用水と農村環境及び防災等について説明  
 ★以上が開催案となっておりますが、細部の運営等については「運営委員会」が組織されて決定される予定となっております。

皆様方のご支援として地域でのPR活動にご協力いただきまますようよろしくお願いいたします。

国営氷見地区の附帯事業の推進に取り組んで見ませんか！

国営かんがい排水事業に付帯する関連事業の進捗状況が大幅に遅れております。推進事業がこのまま着工されませんと国営かんがい排水事業の効果の発現に重大な支障を来す事恐ろしくなりました。計画された地域でまだ未着工となっている集落は、担い手を育成して、事業者手に向けた話し合いに入っています。国もそのための事業メニューを用意して、やる気のある集落を後押しする体制が整っておりまして是非、市なり土地改良区に相談下さい。



**土地改良区内の農地の転用目的での譲渡に際して土地改良区に支払われた農地転用決済金等がある場合における譲渡費用の取扱いについて**

**お知らせ**  
 ○土地や建物を譲渡した場合の譲渡所得の計算は、これからの資産の譲渡価格から取得費と譲渡費用を差し引いて行います。

○ところで、土地改良区内にある農地を農地以外に転用して譲渡する場合、土地改良法の規定などにより、土地改良区への農地転用決済金及び協力金等(以下「農地転用決済金等」といいます。)(の支払義務が生じることがあります。○そして、これまでは、この農地転用決済金等は、譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用(資産の譲渡のために直接要した費用及び資産の譲渡価格を増加させるため譲渡に際して支出した費用)に当らなるとして含まれました。

この度、「土地改良区内の農地の転用目的での譲渡に際して土地改良区に支払われた農地転用決済金等」は、譲渡費用に当たるとする最高裁判所及び東京高等裁判所の判決があったことから、一定の要件を満たす農地転用決済金等については、譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用とするよう取扱いを改めることとしましたので、お知らせします。

**Q & A**  
 問一 譲渡費用となる農地転用決済金等とは、具体的にどのようなものですか?  
 答 譲渡費用となるのは、次の一及び二です。  
 一、農地転用決済金(次の①～④のすべてを満たすものをいいます。)

① 売買契約で農地法の規定による農地転用の許可又は届出(以下「農地転用許可等」といいます。)(が停止条件とされているなど、売買契約において、土地改良区内の農地を転用して売買することが契約の内容になっていたものであること。  
 ② 土地改良法第四十二条第二項及びこれを受けた土地改良区の規定により、土地改良区に支払うことが義務付けられている償還金、事業費等であること。  
 ③ 転用目的での譲渡に際して土地改良区に支払われたものであること。  
 ④ 決済の時点で既に支配義務が発生していた決済年度以前の年度に係る賦課金等の未納入金でないこと。  
 二、協力金等(次の①～④のすべてを満たすものをいいます。)

① 売買契約で農地転用許可等が停止条件とされているなど、売買契約の内容になっていたものであること。  
 ② 土地改良区の規定により、土地改良区に支払うことが義務付けられている協力金負担金等であること。  
 ③ 転用された土地のために土地改良施設を将来にわたって使用することを目的としたものであること。  
 ④ 転用目的での譲渡に際して土地改良区に支払われたものであること。

問二 私は、三年前に農地を譲渡して譲渡所得の申告をしています。この農地は土地改良区内にあり、売買契約において農地法の農地転用許可を停止条件とし、農地の転用目的での譲渡の際に、土地改良法第四十二条第二項及びこれを受けた土地改良区の規定による農地転用決済金等を土地改良区に支払っています。  
 これを譲渡費用に加えて譲渡所得の計算をやり直せば、所得税が減額されると思いますが、可能ですか?  
 答 一、農地転用決済金等の金額などを明らかにしていただいた上で、税務署に更正の請求の手続きをしていただければ、所得税が減額されます。  
 二、更正の請求をすることができるのは、この「土地改良区の農地の転用目的での譲渡に際して土地改良区に支払われた農地転用決済金等がある場合における譲渡費用の取扱い」の変更を知った日の翌日から二ヶ月以内とされています。  
 (注)法定申告期限から既に五年を経過している年分の所得税については、法令上、減額できないこととされています。

(注)例えば、次に掲げるものは、原則として「転用目的での譲渡に際して土地改良区に支払われたもの」とは認められないことから、譲渡費用には当りませんのでご注意ください。  
 ・農地法第4条の規定に基づいて農地を転用した際に、土地改良区に支払った農地転用決済金など  
 ・土地改良施設使用の再契約のために、土地改良区に支払った協力金等

高、詳しくは、税務署の資産課税部門におたずねください。

☆土地改良施設維持管理適正化事業  
 ○大野幹線3号水路  
 ・施工場所 氷見市大野地内  
 ・工事概要 大型フリユーム(四〇〇×九〇〇) L=八七M 大型フリユーム(一〇〇〇×九〇〇) L=一七M  
 ・事業費 五百三十万円

○片畑頭首工  
 ・施工場所 氷見市余川地内  
 ・工事概要 水門塗装(二門) AⅡ 二五〇㎡ 管理橋塗装 AⅡ九〇㎡ 巻上機補修 一式  
 ・事業費 六百万円



大野幹線3号水路

**平成19年度 適正化、県単事業の箇所が決まりました。**

○昭和用水路  
 ・施工場所 氷見市泉・大野地内  
 ・工事概要 大型フリユーム(九〇〇×十二〇〇) L=三十M 大型フリユーム(八〇〇×十三〇〇) L=五十M  
 ・事業費 六百四十万円



片畑頭首工



昭和用水路